

志摩市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この志摩市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

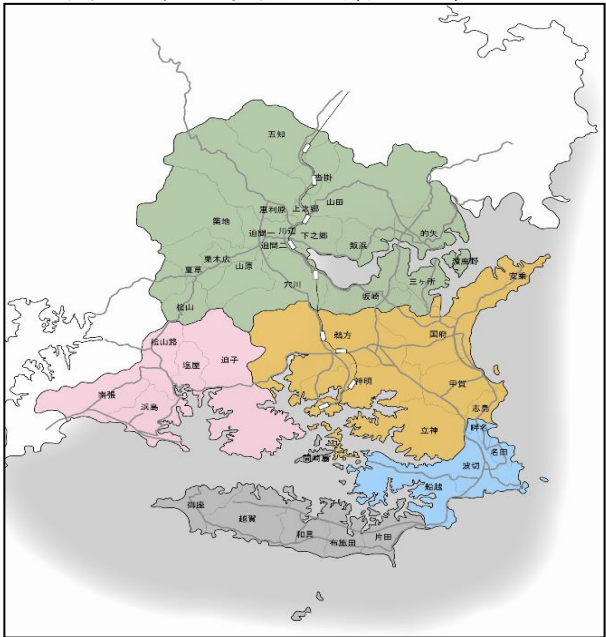
2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域：志摩市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅



浜島町

大王町

志摩町

阿児町

磯部町

3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

	R3	R4	R5	R6	R7
相談会実施					
ダイレクトメール					

4 相談会の実施または個人名の入ったダイレクトメールの実施

相談会は下記のとおり行う。

- 支援制度チラシ等を用い耐震化の必要性や補助金制度について説明する。
- 空き家相談会と同時実施することによって、空き家対策と連動し、相乗効果を図る。

個人名の入ったダイレクトメールは下記のとおり行う。

- 耐震化の必要性・支援制度を説明した文書を郵送する。
- 発送先名簿を記録・整理する。

※ 木造住宅の郵送を優先的に行うこととする。

5 その他の普及啓発活動

相談会等と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震化に係る啓発冊子等の配布
- 広報誌による周知
- 市ホームページによる周知
- 防災講話等での自治会への周知啓発

6 関係団体との連携

耐震化支援及び普及啓発活動において、県及びNPO法人三重県木造住宅耐震促進協議会と連携して取り組む。

7 具体的な取組内容について

① 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・ 4 「個人名の入ったダイレクトメール」により実施する。
- ・ 5 空き家相談会における耐震化に関する情報提供

② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・ 耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、耐震改修補助制度等の説明を行う。
- ・ 耐震診断後、未だ耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等の方法により支援制度を周知し、耐震改修を促す。

③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・ 改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る説明会等を行う。
- ・ ホームページ等により改修事業者リストの公開等情報提供を行う。

④ 耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・ 「5 その他の普及啓発活動」により実施する。

8 住宅耐震化に係る支援目標

・事業実績及び目標(件数)

木造住宅耐震化 支援事業	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (予定)
耐震診断	30	40	50	50	50	40	40
耐震補強設計	2	1	6	3	1	2	3
耐震補強工事	2	1	4	4	0	1	3
空き家除却工事	17	26	37	28	39	45	40

9 取組実績に関する自己評価

①前年度(令和6年度)の取組実績

- ・ 木造住宅耐震化支援事業実績については前述のとおり。
- ・ 7①関連:志摩町和具地区、志摩町布施田地区、志摩町御座地区の507戸を対象にダイレクトメールを送付した。
- ・ 7①関連:空き家相談会において、耐震化に関する相談も同時実施し、空き家所有者に対して耐震化支援制度等の情報提供を行った。
- ・ 7②関連:耐震診断事業の受託事業者である三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。
- ・ 7②関連:「志摩市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱」について、令和7年度から精密診断法による設計を行う補助申請者に対して補助上限額を引き上げる内容で改正した。
- ・ 7②関連:「志摩市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱」について、令和7年度から耐震補強工事に関する補助上限額を引き上げる内容で改正した。
- ・ 7③関連:ホームページにて改修事業者リストの情報提供を行う
- ・ 7④住宅耐震化に係る啓発パンフレットを窓口配布した。

前年度(令和6年度)の課題

- ② 耐震補強工事に関しては、件数が少なく、さらなる普及啓発が必要である。対象住宅の居住者が高齢である場合も多く、多額の費用負担がネックとなっていることが考えられる。また、人口減少により耐震性のない空き家が多く存在することから除却等を進め、対策していく必要がある。

本年度(令和7年度)の取組方向

- ③ 市民に対して、引き続き耐震化の普及啓発活動を積極的に実施するとともに、三重県や大学機関、事業者と連携しながら、耐震改修工事費用低廉化への取り組みを進め、さらなる耐震化促進を図っていく。また、同時に耐震性の無い空き家の除却さらにも進め、市全体の耐震化率向上を図るとともに、防災・減災対策につな